

コーポレート・ガバナンス報告書

2025 年 2 月 28 日

株式会社 勝美ジャパン

代表取締役社長 山崎 裕康

問合せ先：管理部部長 池田 一夫

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを業績目標の達成及び企業価値の極大化と健全性の確保を両立させるための企業活動を律する枠組みであり、経営上最も重要な課題の一つとして位置付けております。

こうした経営の指針として邁進するには、株主をはじめ、取引先、銀行、従業員等すべてのステークホルダーの期待に応えることが重要であると認識しております。そのためには、企業価値の最大化に努めると共に経営の透明性・公平性を高め、社会的な責任を果たしていくために、コーポレート・ガバナンス機能強化に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ソウハンホールディングス	1,300,000	65.00%
山崎 裕康	488,000	24.40%
山崎 光紀	100,000	5.00%
山崎 みちる	25,000	1.25%
山崎 純奈	25,000	1.25%
山崎 純平	25,000	1.25%
渡辺 譲治	12,500	0.63%
荒川 悟	12,500	0.63%
大黒天物産株主会社	5,000	0.25%
株式会社ウエディングボックスホールディングス	5,000	0.25%

支配株主名	株式会社ソウハンホールディングス
	山崎 裕康

親会社名	なし
親会社の上場取引所	なし

3. 企業属性

上場市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	11 月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社が支配株主との取引を行う際は、一般の取引と同様の適切な条件で行うことを基本方針として必要性・合理性を十分に検証の上、取締役会において十分審議した上で、意思決定を行うこととしております。
--

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名以内
定款上の取締役の任期	10 年
取締役会の議長	副社長 取締役
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
和田 浩興	他の会社の出身者											○
奥沢 剛彦	他の会社の出身者											○

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h.上場会社の取引先（d、e 及び f のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k.その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する 補足説明	選任の理由
和田 浩興	○	—	上場会社設立から10年間の財務取締役経験があり、その後 IPO コンサルタント会社を立ち上げて運営をされている豊富な経験と高い見識から、当社の経営に対して助言いただくために社外取締役として選任いたしました。なお、同氏が代表取締役になっている株式会社ウエディングボックスホールディングスは当社の株式5000株を保有しておりますが、同社と当社では取引関係、その他の利害関係はありません。
奥沢 剛彦	○	—	監査法人の経験と税理士としての豊富な経験と高い見識から、当社の経営に対して助言いただくために社外取締役として選任いたしました。なお、同氏が代

			表取締役になっている株式会社 P r o g r e s s は当社の株式 2000 株を保有しておりますが、同社と当社では取引関係、その他の利害関係はありません。
--	--	--	--

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役員数	3 名以内
監査役の人数	1 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役監査の実効性を高めるため、監査役は、監査法人および内部監査担当との連携を図っており、それぞれが行った監査の実施状況と結果等の報告を受けるとともに意見交換を行う三様監査を行い各監査の実行の確保に努めてまいります。
--

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	1 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐藤 晋治	公認会計士													○

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する 補足説明	選任の理由
佐藤 晋治	○	—	監査法人の経験と、公認会計士としての豊富な経験と高い見識から、当社の監査体制強化のために選任いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員のすべてを独立役員に指定しております。
--

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

事業報告において、支給した取締役の人数と報酬総額を記載しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬等の額の決定は、株主総会においてその限度額を決議し、各取締役の報酬額の決定は取締役会にて、代表取締役に一任し決定しております

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

管理部が社外取締役、監査役に対して取締役会の開催前に電子メール等を利用した事前資料送付、説明を行い、取締役会における効率的な審議や意思決定をサポートしております。また取締役会のスケジュールも社外取締役、社外監査役が出席することができるよう配慮して調整を行っております。
--

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1)取締役会

取締役会は、取締役、監査役を含む8名（内社外取締役2名、社外監査役1名）により構成されております。迅速かつ的確な経営判断を行うため、定例取締役会を毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、法令、定款に定められた事項のほか、規程の整備や経営に関する重要事項を決定しております。取締役は、業務執行状況を取締役に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

2)監査役

当社監査役は1名の社外監査役で構成しております。監査役は監査役規程に基づき毎回取締役会に参加し、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また公認会計士の資格を保有しており、取締役会での決算報告に関しても適切な監視及び助言を行っております。

3)内部監査

当社は会社の組織・制度及び業務が経営方針及び社内規程等を遵守し、適切に遂行されているかを検証・評価し助言することにより業務改善を推進するため、代表取締役が任命した内部監査責任者及び内部監査担当者が各部門の内部監査を実施しております。監査を実施するにあたっては監査役と情報交換を随時行い、連携しながら効果的・効率的な監査を実施しております。

4)会計監査

当社は清陽監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお2024年11月期において監査を執行した公認会計士は松淵敏朗氏、中山直人氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士4名であります。なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、現在の事業内容及び会社規模に鑑み社外取締役2名と監査役1名を社外から招聘し、いずれも、上場コンサル、税理士及び公認会計士であります。高度な専門的知見を持つ人物を招聘することで、経営の合理化と効率化、法令遵守、少数株主の保護、取締役会での高度な議論・提言による活性化を図り、しいては社会に持続的に貢献し拡大する企業価値の創造に努めております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	現時点では、開催の3週間前に電子提供措置を行い、2週間前に郵送による通知を行っております。さらなる早期発送は今後

	の株主の状況を鑑み、検討してまいります
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算は 11 月であり、株主総会を翌年 2 月に開催しており、特に開催日が集中していないと考えております。
電磁的方法による議決権の行使	現時点では、実施しておりませんが、今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	現時点では、実施しておりませんが、今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります
招集通知(要約)の英文での提供	現時点、海外居住の株主を想定していないため、株主招集通知の英文での提供は考えておりません。

2. IR に関する活動状況

	補足説明
IR 資料をホームページ掲載	当社 Web サイト上に IR 情報ページを設け、TDnet において開示された情報や決算情報、発行者情報、および決算説明会資料等について掲載しております。
IR に関する部署(担当者)の設置	財務部および管理部で対応しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	現時点、ステークホルダーの立場の尊重について規定している社内規程はございませんが、今後、策定を検討してまいります
環境保全活動、CSR 活動等の実施	現時点、環境保全活動、CSR 活動等の実施はしておりませんが、今後、実施を検討してまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	現時点、ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等について策定しておりませんが、今後、策定を検討してまいります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社の「経営理念」を踏まえて、経営の透明化の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するために「内部統制システム整備に関する基本方針」を取締役会で定め、業務の適正性を確保するように内部統制システムの運用を行っております。

当社の「経営理念」および「内部統制システム整備に関する基本方針」は以下のようになります。

「経営理念」

私たちは、愛・知・反省・発展の四正道を実践します。

安全で、美味しく、便利な食品を通して、多くの人々の豊かな健康生活に貢献します。

製品の開発、製造、販売の全てに渡り、新たな創造をめざします。

縁ある方々に感謝し「三方良し」の取引を行います。

正直な製品と健全な経営を通して、自信を持って仕事に取り組みます。

「内部統制システム整備に関する基本方針」

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督します。

(2) 取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を執行します。

(3) 監査役は、「監査役監査規程」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査します。

(4) 代表取締役から指名された監査担当が「内部監査規程」に則り当社における経営の諸活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況を合法性と合理性の観点から監査します。

(5) 「内部通報規程」に則り、当社は、法令・定款等の違反行為を予防・早期発見するための体制として、内部通報制度を運用します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 当社は、文書（電子媒体を含む）の保存及び管理に関して「文書管理規程」を制定しています。

(2) 当社は、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書その他取締役の職務執行に係る情報を文書化（電子媒体を含む）し、同規程の定めるところに従って適切に保存及び管理します。

(3) 当社の取締役及び監査役は、その職務執行に必要な場合、常時当該文書を閲覧することができます。

3. 損失の危機管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、リスク管理に関して必要な事項を定め、もってリスクの防止及び損失の最小化を図ることを目的として「リスク管理規程」を制定しています。

(2) リスク管理体制は、取締役の全員をもって構成し、議長は代表取締役またはその指名する者が担当し、構成員については必要に応じ取締役以外のものを追加します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、定期的に取り締会を開催し、取締役会規程に則り、経営の基本的な方針と戦略の決定、重要な業務執行に係る事項の決定、並びに取締役の業務執行の監督を行います。

(2) 当社は、取締役会において当社の中期経営計画及び年度経営計画を策定します。当社は当該計画に沿って業務を遂行し、定期的に遂行状況をレビューします。

(3) 当社は「組織規程」によって組織構成及び職位を明確にし、業務部門の機能分担を「業務分掌規程」により明確化し、業務執行の過程における個別の意思決定を「職務権限規程」に従い適正かつ効率的に行います。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項、および監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 当社の監査役が必要とした場合、協議の上、その職務を補助する使用人を置くものとします。

(2) 当社は当該使用人の評価・異動等の人事に際しては、事前に監査役の意見を徴し、その意見を尊重します。

(3) 当該使用人は、監査役が指定する補助すべき期間中は、監査役の指示に従い職務を遂行し、取締役等の指示命令を受けません。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制 その他監査役への報告に関する体制

(1) 監査役は「監査役監査規程」に沿って、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる体制となっております。

(2) 取締役及び使用人は、当社の経営・財務に重要な影響を及ぼすおそれのある事項について、監査役に報告します。

(3) 当社の内部通報制度の通報先に当社の監査役を含みます。

(4) 当社は、監査役へ報告を行った役員及び使用人に対し、そのことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。

7. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査法人、内部監査人との定期的な連携に努め、必要に応じて随時意見交換会を開催します。

8. 監査役の職務執行について生ずる費用等の処理に係る方針

監査役は、職務執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を会社に提示し、職務執行します。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1) 取締役会は、財務報告とそれに係る内部統制に関して、経営者を適切に監督・監視する責任があることを認識し、実行します。

(2) 監査役は、貸借対照表、損益計算書、事業報告、附属明細書を受領し、これらの書類の監査事項を監査します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況も、「内部統制システム整備に関する基本方針」に掲げており、下記のようになっております。

(1) 当社は、当社の正当な企業価値を守るために「反社会的勢力対応規程」を策定し、当社の全役員・従業員に周知徹底しています。反社会的勢力による不当要求には一切応じず、被害を防止するために、警察、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会及び顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応します。

(2) 当社が新たな取引先と契約を締結する場合には、反社会的勢力のデータベースから会社および代表者が反社会的活動を行った履歴がないことを確認した上で、契約書等に取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を一方的に解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込むこととしています。

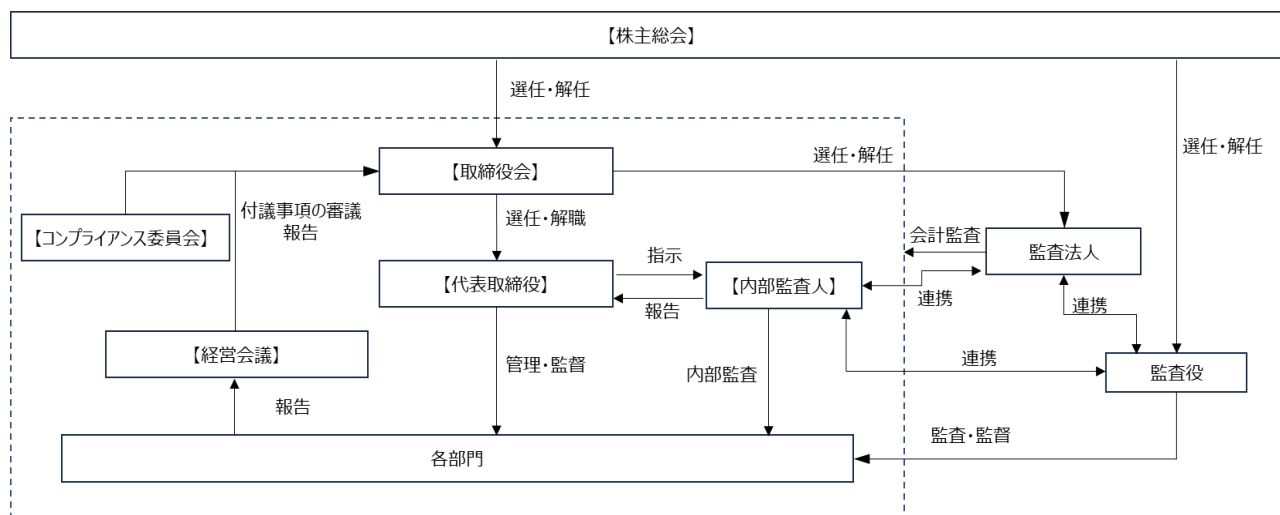
V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

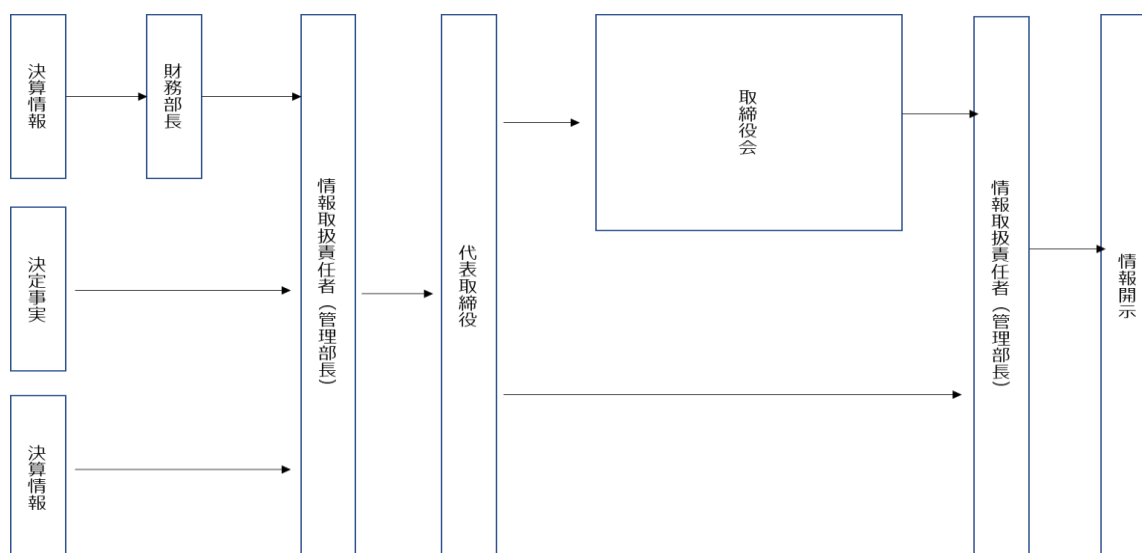
買収防衛策導入	なし
---------	----

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【コーポレート・ガバナンス体制模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上